

平成26年9月11日（木）
平成26年度 第4回
大阪府河川整備審議会

資料 2-1

淀川水系 西大阪ブロック河川整備計画 (変更原案) について

前回審議会での委員指摘事項

<p>1. (本文全体)</p> <p>2. (本文全体)</p> <p>3. (本文全体)</p> <p>4. (P19)</p> <p>5. (P29)</p> <p>6. (P32)</p>	<p>前回の審議会時の委員指摘事項</p> <p>本文、脚注の表記。です・ます調と、である調が混在。統一を。</p> <p>「現状・課題」、「目標」、「実施」に内容の混在がある。「課題」が書かれていないなど。</p> <p>脚注の間違い、誤字、本文の文章の書き方を含め、細かい所まで見直すこと。</p> <p>「④災害情報等の住民への周知」について、現状、問題点、課題を記載する。大都会としての特性（昼間人口、在勤者、旅行者、外国人が多い）を記載すること。</p> <p>「日常の満潮位で浸水しない、或いは、L1津波で浸水しない対策を実施」は「日常の満潮位で浸水しない、かつ、L1津波で浸水しない対策を実施」が正解では。</p> <p>10行目の「また、三大水門の堰柱補強を進めるとともに」が4行目の「三大水門の堰柱補強や」と重複する。</p>	<p>対応方針</p> <p>本文の表記。です・ます調で統一。 脚注の表記。体言止めで統一。</p> <p>「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p> <p>修正する。 防御 ⇒ 防ぎよ に修正する。</p> <p>修正する。</p> <p>「かつ、」に修正する。</p> <p>修正する。10行目を削除。</p>
--	---	---

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表6.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文 ＜洪水対策＞に関する記述を修正。
修正前	修正後
<p>寝屋川流域の洪水は、京橋口及び城北川を通じて旧淀川（大川）へ放流され、これを安全に下流河川へ分配し流下させるとともに、毛馬排水機場から淀川へも排水を行います。</p>	<p><u>旧淀川（大川、堂島川、安治川）および土佐堀川、木津川、尻無川、東横堀川、道頓堀川、住吉川においては、既に時間雨量80mm程度の降雨をHWL以下で安全に大阪湾に流下させることができる河川整備が完成しています。</u> <u>また、洪水時における、上流の寝屋川流域からの流出や市街地からの排水は、京橋口及び城北川を通じて旧淀川（大川）へ放流され、これを安全に下流河川へ分配し流下させるとともに、河道の貯留能力を超えて水位が上昇し、浸水氾濫が起こるおそれがある場合においては、毛馬排水機場から淀川へも排水を行っています。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表7.

指摘事項	対応
②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。	現状を追加
-----	-----
修正前	修正後
	<p>＜災害情報等の住民への周知＞</p> <p><u>大阪府では、防災に関する情報として、洪水予報、河川防災情報、観測情報を主要河川に対して行っており、西大阪ブロックでは、雨量、潮位情報をホームページで公開しています。また、防災情報メールなどの普及にも努めています。</u></p> <p><u>また、大阪市では、防災マップが各区ごとに作成されており、災害時の避難情報などが公開されているほか、日頃からの備えなどの啓発が行われています。</u></p> <p><u>津波、高潮に関しては、2009年に津波高潮ステーションが西大阪治水事務所に併設設置され、防災拠点および津波・高潮災害に関する啓発拠点として活用されています。</u></p> <p><u>また、大阪府では、2013年に、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、府域の津波浸水想定を設定し公表しています。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表8.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>現状を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>＜治水対策施設の維持管理＞ <u>西大阪ブロックには、昭和40年代に建設された施設など、老朽化の進んだ施設があります。また、排水機場、水門・鉄扉等、洪水、高潮、津波時に操作が必要な施設が数多くあります。</u> <u>現在、治水対策施設の維持管理としては、日常の河川巡視を行っているほか、施設の定期点検、風水害対策訓練、高潮防ぎょ訓練、津波対策訓練、水門の試運転などを行っています。</u> <u>また、点検等で施設に問題があった場合には、優先順位を定めて、計画的に補修を進めています。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表9.

指摘事項	対応
<p>④「④災害情報等の住民への周知」について、現状、問題点、課題を記載する。 大都会としての特性（昼間人口、在勤者、旅行者、外国人が多い）を記載すること</p>	<p>修文</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>④災害情報等の住民への周知 高潮や津波の発生時において、住民の迅速かつ的確な避難を支援するため、効果的な河川防災情報の提供を行う必要があるとともに、常日頃から住民の防災意識を醸成するため、高潮や津波に対する最新の知見や避難情報などを発信していく必要があります。</p>	<p>④災害情報等の住民への周知 <u>現在行われている、防災情報の公開、周知、啓発をさらに充実させることが必要です。</u> <u>また、津波浸水想定に対しては、防災マップ、ハザードマップ、などへの反映、周知が必要です。</u> <u>また、西大阪ブロックでは、域外からの通勤、通学による昼間人口、観光客、外国人が多いことが特徴であり、これらの人々への情報周知にも努めることが必要です。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表10.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
----- 修正前	----- 修正後
<p>⑤治水対策施設の維持管理 西大阪ブロック内には高潮や津波等が発生した際に、操作する必要のある河川管理施設が非常に多くあります。 これらの施設は、いつでも確実に機能しなければ多くの住民に直接的な被害や不利益をもたらすこととなるため、確実かつ迅速に操作を行う必要があります。そのための定期点検や試験運転などの日常の保全業務が重要です。しかし、これら大規模な河川管理施設の中には、昭和40年代に建設された古い施設もあります。そのため、適切な維持管理を行い、施設の劣化に伴う機能低下を防ぎ、計画的な維持管理を行う必要があります。現在、老朽化した防潮施設等の施設更新について、施設の適切な維持管理や長寿命化を図ることを目的として、学識経験者等で構成される「大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会」において「都市基盤施設長寿命化計画（仮称）」を策定し、施設やその構造ごとの適切な更新時期や補修工法等の取りまとめを行っています。さらに、これらの治水施設操作には多くの人員が必要であることから、地元水防団などとともに鉄扉の閉鎖訓練を実施するなど操作の習熟に努めることが必要です。</p>	<p>⑤治水対策施設の維持管理 <u>今後、施設のさらなる老朽化が予想されるため、さらに充実した維持管理、補修が必要です。</u> <u>また、鉄扉など、災害時に水防団や民間の鉄扉利用者による操作に頼らなければならない状況であり、定期的に鉄扉の閉鎖訓練を実施するなど、操作の習熟、伝承を図る必要があります。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表11.

指摘事項	対応
②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。	章立てを組み替え (1)を追加
修正前	修正後
	<u>(1) 現在の河川利用及び河川環境</u>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表12, 13.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>修文 章立てを組み替え 文章を削除</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>(1)河川空間の利活用 中之島一帯では、平成20年8月に、河川敷地の占用に関する規制緩和の特例措置区域指定を受け、大川では情報発信をかねた川の駅である「八軒家浜」が、土佐堀川では全国初の常設川床「北浜テラス」が、堂島川ではレストランや画廊などを核とした水辺のにぎわい空間「中之島ボックス」が、道頓堀川ではイベント広場やオープンカフェとして利用できる「とんぼりリバーウォーク」が整備されています。 さらに、平成23年4月の河川敷占用許可準則の緩和に伴い、地域が要望し行政が手続きを行ったエリアにおいて、民間事業者が占有者となって河川区域内で事業計画を立案、施設整備することが可能になり、堂島川では、レストラン、ウエディングスペースなどの複合施設を核とした水辺のにぎわい空間「裁判所前」が整備されました。 今後も河川空間の利活用については、民間事業者等のニーズに応じて官民が協議のうえで設定した事業エリアの整備を両者が分担して実施するなど、河川空間の利活用事業の促進及び水辺の賑わい創出に協力する必要があります。</p>	<p>①河川空間の利活用 中之島一帯では、平成20年8月に、河川敷地の占用に関する規制緩和の特例措置区域指定) を受け、大川では情報発信をかねた川の駅である「八軒家浜」が、土佐堀川では全国初の常設川床「北浜テラス」が、堂島川ではレストランや画廊などを核とした水辺のにぎわい空間「中之島ボックス」が、道頓堀川ではイベント広場やオープンカフェとして利用できる「とんぼりリバーウォーク」が整備されています。 さらに、平成23年4月の河川敷占用許可準則の緩和に伴い、地域が要望し行政が手続きを行ったエリアにおいて、民間事業者が占有者となって河川区域内で事業計画を立案、施設整備することが可能になり、堂島川では、レストラン、ウエディングスペースなどの複合施設を核とした水辺のにぎわい空間「裁判所前」が整備されました。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表14. 15.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>修文 章立てを組み替え 文章を削除</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>(2)流水の正常な機能の維持 旧淀川では、干満に応じた毛馬水門の流量調節ゲートの操作により、平水時には淀川から平均約70.0m³/sの導水が、正蓮寺川では高見機場より最大7.0m³/s、六軒家川では最大15.0m³/sの維持流量の導水が行われています。また、対象河川の河川水は、大川、堂島川、土佐堀川、安治川、木津川の沿川で工業用水及び雑用水などの都市用水として利用されています。 寝屋川からの流入水に比較して水質の良い淀川からの導水は、対象河川の水質改善や動植物の生息・生育環境の創出に寄与しており、今後とも継続した水利用が可能であり、環境面においても適切な水質が保てるなど、流水の正常な機能の維持が図られるよう必要な流量の確保に努める必要があります。</p>	<p>②流水の正常な機能の維持 旧淀川では、干満に応じた毛馬水門の流量調節ゲートの操作により、平水時には淀川から平均約70.0m³/sの導水が、正蓮寺川では高見機場より最大7.0m³/s、六軒家川)では最大15.0m³/sの維持流量の導水が行われています。また、対象河川の<u>うち</u>、大川、堂島川、土佐堀川、安治川、木津川の沿川では、<u>河川水が</u>工業用水及び雑用水などの都市用水として利用されています。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表16. 17.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>修文 章立てを組み替え 水質と底質を分割</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>(3)水質・底質 土佐堀川が環境基準のC類型（BOD）75%値_5mg/L以下）に、大川、堂島川、安治川、木津川、尻無川、正蓮寺川、六軒家川、道頓堀川、東横堀川、住吉川がB類型（BOD75%値_3mg/L以下）に指定されています。平成24年度の水質調査結果（BOD75%値）では、全地点で環境基準）を達成しています。 また、東横堀川・道頓堀川では、干満に応じて両河川の水門を制御することにより、水質の良好な大川の流水を導水する浄化運転を行っています。さらに、堂島川、土佐堀川、東横堀川、道頓堀川などでは、清掃船などによる水面清掃を行っています。 このように、対象河川の水環境は改善してきましたが、寝屋川流域の下水道未整備区域からの汚水の流入や、雨天時の合流式下水道からの汚濁水の流入などが対象河川の水質に影響を与えているため、下水道事業とも連携し、長期的に河川水質の改善を行なう必要があります。 そのため、本流域の上流にある寝屋川流域では、平成33年度までに下流域の目標水質をBOD75%値5mg/L以下（環境基準値C類型相当）とする水質改善目標を立て、河川や下水道事業、住民などで取り組む対策をとりまとめた「寝屋川流域水環境改善計画H24.5」を策定し、流域での一体的な取組みを進めています。また、大阪市内でも高度処理の推進や合流式下水道の改善を図っています。</p>	<p>③水質 土佐堀川が環境基準のC類型（BOD75%値_5mg/L以下）に、大川、堂島川、安治川、木津川、尻無川、正蓮寺川、六軒家川、道頓堀川、東横堀川、住吉川がB類型（BOD75%値_3mg/L以下）に指定されています。平成24年度の水質調査結果（BOD75%値）では、全地点で環境基準）を達成しています。 <u>ダイオキシン類については、平成25年度の調査結果では、道(とう)頓(とん)堀(ほり)川(がわ)で年間平均値が1.1pg-TEQ/Lと環境基準（1pg-TEQ/L以下）をわずかに超えています。流域における環境基準の達成状況は改善傾向にあります。</u> また、東横堀川・道頓堀川では、干満に応じて両河川の水門を制御することにより、水質の良好な大川の流水を導水する浄化運転を行っています。さらに、堂島川、土佐堀川、東横堀川、道頓堀川などでは、清掃船などによる水面清掃を行っています。 本流域の上流にある寝屋川流域では、平成33年度までに下流域の目標水質をBOD非かんがい期（10月～5月）の平均値5mg/L以下（環境基準値C類型相当）とする水質改善目標を立て、河川や下水道事業、住民などで取り組む対策をとりまとめた「寝屋川流域水環境改善計画H24.5」を策定し、流域での一体的な取組みを進めています。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表18. 19.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>修文 章立てを組み替え</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>記述なし（水質・底質）でまとめて記述</p>	<p>④底質 <u>ダイオキシン類の底質環境基準については、底質に含まれるダイオキシン類の水質への影響を考慮し、平成14年7月に設定されました。平成25年度の調査結果では、木津川で170 pg-TEQ/L、住吉川で190 pg-TEQ/Lと環境基準値（150pg-TEQ/g以下）をわずかに超えています。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表20.

指摘事項	対応
②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。	章立てを組み替え
修正前	修正後
(4) 自然環境	⑤自然環境

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表22. 23. 24.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>(2)河川利用及び河川環境の課題 ①河川空間の利活用 今後<u>も河川空間の利活用については、民間事業者等のニーズに応じて官民が協議のうえで設定した事業エリアの整備を両者が分担して実施するなど、河川空間の利活用事業の促進及び水辺の賑わい創出に協力する必要があります。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表25. 26.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>②流水の正常な機能の維持 <u>寝屋川からの流入水に比較して水質の良い淀川からの導水は、対象河川の水質改善や動植物の生息・生育環境の創出に寄与しており、今後とも継続した水利用が可能であり、環境面においても適切な水質が保てるなど、流水の正常な機能の維持が図られるよう必要な流量の確保に努める必要があります。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表27. 28.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>③水質 <u>対象河川の水環境は改善してきましたが、寝屋川流域の下水道未整備区域からの汚水の流入や、雨天時の合流式下水道からの汚濁水の流入などが対象河川の水質に影響を与えているため、下水道事業とも連携し、長期的に河川水質の改善を進めて行く必要があります。</u> <u>また、ダイオキシン類については、水質環境基準の達成状況は改善傾向にありますが、環境基準超過が見られている地点もあるため、ダイオキシン類の今後、継続的なモニタリング調査や必要に応じて対策を実施することが必要です。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表29. 30.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>④底質 <u>流域におけるダイオキシン類の底質環境基準の達成状況は改善傾向にありますが、環境基準超過が見られている地点もあるため、ダイオキシン類の今後、継続的なモニタリング調査や必要に応じて対策を実施することが必要です。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表31. 32.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>⑤自然環境 <u>今後は更なる水質改善に加え、河岸の緑化や護岸形態及び水際の植栽など生態系にも配慮した工夫を行っていくことが必要です。</u> <u>また、大川の「大阪ふれあいの水辺」周辺では、貯木場跡地の自然再生への取組みを進めるにあたって、重要種の保全と外来種の駆除などの配慮が必要です。</u> <u>景観についても、河川毎の特性を活かした取組みを進めていく必要があります。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表33. 34.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>(4)災害情報等の住民への周知 <u>西大阪ブロックでは、防災に関する情報を、住民のみならず、在勤者、在学者、観光客、外国人など一時的な滞在者も含め、発災時に被災者となりうるすべての人々に提供、周知できることを目指します。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表35. 36.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>(5)治水対策施設の維持管理 <u>施設の劣化に伴う機能低下を防ぐため、適切な維持管理を行い、長寿命化を図ることを目指します。</u> <u>また、施設の操作において、河川管理者、水防団、民間の連絡体制、連携をさらに密にすることを目指します。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表37.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
修正前	修正後
<p>(1)河川空間の利活用 河川の利用とあわせて、今後とも、適正かつ効率的な水利用を目指します。 さらに河川空間の多様な利活用ニーズや、水辺を活かしたまちの賑わいづくりへの気運や民間活力を支援することで、地域の特性の実態を踏まえ、水辺の賑わいの創出に努めていきます。</p>	<p>(1)河川空間の利活用 <u>河川の利用とあわせて、今後とも、適正かつ効率的な水利用を目指します。</u> <u>また、行政、経済界、民間が連携して進めている「水都大阪 水と光のまちづくり構想」とも歩調を合わせながら、まちづくりと連携した水都として魅力ある水辺景観の創出や、橋梁や護岸等のライトアップによる夜間景観の創造を目指します。</u> <u>そして水都の魅力を高めるハード整備と、水上交通ネットワークの強化など水辺の利用を促進するソフト事業を効果的に展開することにより、水辺の活力を都市の活力や魅力につなげ、地域住民や関係機関と共同し、まちと水辺が一体となった河川空間の創造をめざします。</u> <u>さらに河川空間の多様な利活用ニーズを把握し、水辺を活かしたまちの賑わいづくりへの気運や民間活力を支援することで、地域の特性や実態を踏まえた、水辺の賑わいの創出に努めます。</u> <u>また、正蓮寺川等総合整備事業により新たな形態となる河川空間については、地域住民の声を取り入れながら、地域に根差した憩いの空間を創出することを目指します。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表38.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
修正前	修正後
<p>(1)水質・底質 西大阪ブロックにおいては、水辺のもつこれらの機能を積極的に活用していくため、上流域の寝屋川流域で策定されている「寝屋川流域水環境改善計画（平成24年5月）」の取り組みとも連携しながら水質環境基準の達成・維持に努めるとともに、下水道関連機関や地域住民と連携し、さらなる水質の向上を目指します。また、ダイオキシン類の環境基準値を上回る底質の浄化対策についても効果的な対策を検討し、健全な川の姿を保全するとともに良好で安全な水辺環境の創出に努めます。</p>	<p>(1)水質・底質 <u>西大阪ブロックにおいては、上流域の寝屋川流域で策定されている「寝屋川流域水環境改善計画（平成24年5月）」の取り組みとも連携しながら水質環境基準の達成・維持に努めるとともに、下水道関連機関と連携し雨天時の合流式下水道からの汚濁水の流入対策を実施すること等で、さらなる水質の向上を目指します。</u> <u>また、ダイオキシン類についても継続的にモニタリングを実施し、必要に応じて効果的な対策を検討することで、健全な川の姿を保全するとともに良好で安全な水辺環境の創出に努めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表39.

指摘事項	対応
<p>③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>(2)自然環境 西大阪ブロックでは、人々が川に近づけるよう、川とまちが一体となった潤いある河川環境を創出・保全することを基本的方向として、水上交通の活性化による水辺のネットワーク強化や水都として魅力ある水辺景観の創造を目指します。 また、正蓮寺川等総合整備事業により新たな形態となる河川空間については、地域住民の声を取り入れながら、地域に根差した憩いの空間を創出することを目指します。 大川の「大阪ふれあいの水辺」における貯木場跡地など、ブロック内において、比較的豊かな自然環境が残る空間では、それらの持つ自然環境機能の保全に努めるとともに、さらなる自然再生や多自然川づくり)などを導入し自然機能の向上を目指します。 また、こうした河川環境の整備や保全については、住民との協働により進めていきます。 なお、河川空間の緑化に関しては、治水、利水及び環境のバランスを考慮し、良好な自然環境の保全又は樹木、草花、地被類等の植栽、水辺に親しめる空間の整備等の緑化に取り組んでいきます。</p>	<p>(2)自然環境 大川の「大阪ふれあいの水辺」における貯木場跡地など、ブロック内において、自然環境が残る空間では、それらの持つ自然環境機能の保全に努めるとともに、自然機能の向上を目指します。 また、こうした河川環境の整備や保全については、住民との協働により進め<u>ます</u>。 <u>なお、河川空間の緑化に関しては、治水、利水及び環境のバランスを考慮し、みどりの風を感じるネットワークの形成やみどり豊かな賑わい施設など、良好な自然環境の保全を図るとともに、樹木、草花、地被類等の植栽を行うなど、</u>水辺に親しめる空間の整備に取り組んでいきます。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表41.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
修正前	修正後
<p>4. 河川整備計画の計画対象区間 河川整備計画の対象河川は、西大阪ブロック内の全ての一級河川とします。また、内陸直下型及び海溝型のL2（レベル2）地震動に対して河川管理施設の耐震性能を検証し、耐震性能が不足している区間において耐震対策を実施します。 なお、河川の維持については、西大阪ブロック内の全ての一級河川で行うこととします。</p>	<p>4. 河川整備計画の計画対象区間 河川整備計画の対象河川は、西大阪ブロック内の全ての一級河川とします。 <u>そのうち、「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」で検討された整備対象区間については、地震・津波対策を実施します。</u> なお、河川の維持については、西大阪ブロック内の全ての一級河川で行います。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表42.

指摘事項	対応
<p>⑤「日常の満潮位で浸水しない、或いは、L1津波で浸水しない対策を実施」は「日常の満潮位で浸水しない、かつ、L1津波で浸水しない対策を実施」が正解では。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>5. 河川整備計画の計画対象期間 南海トラフ巨大地震の地震・津波対策として、L2（レベル2）地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、日常の満潮位で浸水しない、或いは、L1（レベル1）津波で浸水しない対策を実施します。 また、L1（レベル1）津波を上回る津波に対しては、堤防等の河川管理施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果が発現できるように粘り強い構造とします。</p>	<p>5. 河川整備計画の計画対象期間 南海トラフ巨大地震の地震・津波対策として、L2（レベル2）地震動による堤防の沈下等を考慮したうえで、日常の満潮位で浸水しない、<u>かつ</u>、L1（レベル1）津波で浸水しない対策を実施します。 また、L1（レベル1）津波を上回る津波に対しては、堤防等の河川管理施設が完全に流出した状態である全壊に至る可能性を少しでも減らすといった減災効果が発現できるように粘り強い構造とします。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表43.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文 大阪府を削除
修正前	修正後
「大阪府南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」で検討された	「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」で検討された

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表44.

指摘事項		対応																																																																																																																					
①下、中、上流を分けた理由について整理。		修文																																																																																																																					
修正前		修正後																																																																																																																					
<p style="text-align: center;">表-2.1 地震・津波対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名及び 施行場所</th> <th>整備対象区間</th> <th>事業内容</th> <th>整備主体</th> <th>整備 延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧淀川 安治川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>大阪府</td> <td>1.70km</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>3.10km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">尻無川</td> <td>尻無川水門</td> <td>水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>1.68km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">正蓮寺川</td> <td>正蓮寺川水門</td> <td>水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正蓮寺川水門から下流</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>1.15km</td> </tr> <tr> <td>六軒家川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>2.46km</td> </tr> <tr> <td>東横堀川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤・水門耐震補強</td> <td>大阪市</td> <td>4.35km</td> </tr> <tr> <td>道頓堀川</td> <td>道頓堀川水門から湊町日本橋から上大和橋</td> <td>防潮堤・水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>3.40km</td> </tr> <tr> <td>笹苔川</td> <td>笹苔川水門付近から下流</td> <td>防潮堤・水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>2.85km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各河川の水門、鉄扉</td> <td>電動化、遠隔化</td> <td>大阪府</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		河川名及び 施行場所	整備対象区間	事業内容	整備主体	整備 延長	旧淀川 安治川	全川	防潮堤耐震補強	大阪府	1.70km	木津川	全川	防潮堤耐震補強	〃	3.10km	尻無川	尻無川水門	水門耐震補強	〃	—	全川	防潮堤耐震補強	〃	1.68km	正蓮寺川	正蓮寺川水門	水門耐震補強	〃	—	正蓮寺川水門から下流	防潮堤耐震補強	〃	1.15km	六軒家川	全川	防潮堤耐震補強	〃	2.46km	東横堀川	全川	防潮堤・水門耐震補強	大阪市	4.35km	道頓堀川	道頓堀川水門から湊町日本橋から上大和橋	防潮堤・水門耐震補強	〃	3.40km	笹苔川	笹苔川水門付近から下流	防潮堤・水門耐震補強	〃	2.85km	各河川の水門、鉄扉		電動化、遠隔化	大阪府	—	<p style="text-align: center;">表-2.1 地震・津波対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名及び 施行場所</th> <th>整備対象区間</th> <th>事業内容</th> <th>整備主体</th> <th>整備 延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧淀川 安治川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>大阪府</td> <td>1.70km</td> </tr> <tr> <td>木津川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>3.10km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">尻無川</td> <td>尻無川水門</td> <td>水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>1.68km</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">正蓮寺川</td> <td>正蓮寺川水門</td> <td>水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>正蓮寺川水門から下流</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>1.15km</td> </tr> <tr> <td>六軒家川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤耐震補強</td> <td>〃</td> <td>2.46km</td> </tr> <tr> <td>東横堀川</td> <td>全川</td> <td>防潮堤・水門耐震補強</td> <td>大阪市</td> <td>4.35km</td> </tr> <tr> <td>道頓堀川</td> <td>道頓堀川水門から湊町日本橋から上大和橋</td> <td>防潮堤・水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>3.40km</td> </tr> <tr> <td>笹苔川</td> <td>笹苔川水門付近から下流</td> <td>防潮堤・水門耐震補強</td> <td>〃</td> <td>2.85km</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各河川の水門、鉄扉</td> <td>電動化、伝送路二重化</td> <td>大阪府</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		河川名及び 施行場所	整備対象区間	事業内容	整備主体	整備 延長	旧淀川 安治川	全川	防潮堤耐震補強	大阪府	1.70km	木津川	全川	防潮堤耐震補強	〃	3.10km	尻無川	尻無川水門	水門耐震補強	〃	—	全川	防潮堤耐震補強	〃	1.68km	正蓮寺川	正蓮寺川水門	水門耐震補強	〃	—	正蓮寺川水門から下流	防潮堤耐震補強	〃	1.15km	六軒家川	全川	防潮堤耐震補強	〃	2.46km	東横堀川	全川	防潮堤・水門耐震補強	大阪市	4.35km	道頓堀川	道頓堀川水門から湊町日本橋から上大和橋	防潮堤・水門耐震補強	〃	3.40km	笹苔川	笹苔川水門付近から下流	防潮堤・水門耐震補強	〃	2.85km	各河川の水門、鉄扉		電動化、 伝送路二重化	大阪府	—
河川名及び 施行場所	整備対象区間	事業内容	整備主体	整備 延長																																																																																																																			
旧淀川 安治川	全川	防潮堤耐震補強	大阪府	1.70km																																																																																																																			
木津川	全川	防潮堤耐震補強	〃	3.10km																																																																																																																			
尻無川	尻無川水門	水門耐震補強	〃	—																																																																																																																			
	全川	防潮堤耐震補強	〃	1.68km																																																																																																																			
正蓮寺川	正蓮寺川水門	水門耐震補強	〃	—																																																																																																																			
	正蓮寺川水門から下流	防潮堤耐震補強	〃	1.15km																																																																																																																			
六軒家川	全川	防潮堤耐震補強	〃	2.46km																																																																																																																			
東横堀川	全川	防潮堤・水門耐震補強	大阪市	4.35km																																																																																																																			
道頓堀川	道頓堀川水門から湊町日本橋から上大和橋	防潮堤・水門耐震補強	〃	3.40km																																																																																																																			
笹苔川	笹苔川水門付近から下流	防潮堤・水門耐震補強	〃	2.85km																																																																																																																			
各河川の水門、鉄扉		電動化、遠隔化	大阪府	—																																																																																																																			
河川名及び 施行場所	整備対象区間	事業内容	整備主体	整備 延長																																																																																																																			
旧淀川 安治川	全川	防潮堤耐震補強	大阪府	1.70km																																																																																																																			
木津川	全川	防潮堤耐震補強	〃	3.10km																																																																																																																			
尻無川	尻無川水門	水門耐震補強	〃	—																																																																																																																			
	全川	防潮堤耐震補強	〃	1.68km																																																																																																																			
正蓮寺川	正蓮寺川水門	水門耐震補強	〃	—																																																																																																																			
	正蓮寺川水門から下流	防潮堤耐震補強	〃	1.15km																																																																																																																			
六軒家川	全川	防潮堤耐震補強	〃	2.46km																																																																																																																			
東横堀川	全川	防潮堤・水門耐震補強	大阪市	4.35km																																																																																																																			
道頓堀川	道頓堀川水門から湊町日本橋から上大和橋	防潮堤・水門耐震補強	〃	3.40km																																																																																																																			
笹苔川	笹苔川水門付近から下流	防潮堤・水門耐震補強	〃	2.85km																																																																																																																			
各河川の水門、鉄扉		電動化、 伝送路二重化	大阪府	—																																																																																																																			

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表45.

指摘事項	対応
<p>⑥10行目の「また、三大水門の堰柱補強を進めるとともに」が4行目の「三大水門の堰柱補強や」と重複する。</p>	修文
修正前	修正後
<p>また、三大水門の堰柱補強を進めるとともに、西大阪地区の新しい津波防御計画</p>	<p>また、西大阪<u>地域</u>の新しい津波<u>防ぎよ</u>計画</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表47. 48. 49. 50.

指摘事項	対応																
<p>③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。</p>	<p>修文 項目の追加</p>																
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>																
<p>2.河川環境の整備と保全 (1) 西大阪ブロック全河川</p> <p>表-2.1 大阪府及び大阪市が整備主体として行う事業</p> <table border="1" data-bbox="129 880 1084 1069"> <thead> <tr> <th>河川名及び施工場所</th> <th>実施区間</th> <th>事業内容</th> <th>整備主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西大阪ブロック全河川</td> <td>全川</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備、船着場整備、護岸緑化、環境整備等 スーパー堤防整備 ダイオキシン類等底質浄化対策 </td> <td>大阪府及び大阪市 (各河川管理者)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名及び施工場所	実施区間	事業内容	整備主体	西大阪ブロック全河川	全川	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備、船着場整備、護岸緑化、環境整備等 スーパー堤防整備 ダイオキシン類等底質浄化対策 	大阪府及び大阪市 (各河川管理者)	<p>2.河川空間の利活用 (1) 西大阪ブロックの水都事業</p> <p>表-2.3 <u>水都関連事業</u></p> <table border="1" data-bbox="1146 750 2101 1069"> <thead> <tr> <th>河川名及び施工場所</th> <th>実施区間</th> <th>事業内容</th> <th>整備主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西大阪ブロック <u>内各河川</u></td> <td> <u>大川</u> <u>堂島川</u> <u>安治川</u> <u>土佐堀川</u> <u>木津川</u> <u>尻無川</u> <u>東横堀川</u> <u>道頓堀川</u> <u>住吉川</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備、船着場整備、護岸緑化、環境整備等 スーパー堤防整備 </td> <td>大阪府及び大阪市 (各河川管理者)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名及び施工場所	実施区間	事業内容	整備主体	西大阪ブロック <u>内各河川</u>	<u>大川</u> <u>堂島川</u> <u>安治川</u> <u>土佐堀川</u> <u>木津川</u> <u>尻無川</u> <u>東横堀川</u> <u>道頓堀川</u> <u>住吉川</u>	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備、船着場整備、護岸緑化、環境整備等 スーパー堤防整備 	大阪府及び大阪市 (各河川管理者)
河川名及び施工場所	実施区間	事業内容	整備主体														
西大阪ブロック全河川	全川	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備、船着場整備、護岸緑化、環境整備等 スーパー堤防整備 ダイオキシン類等底質浄化対策 	大阪府及び大阪市 (各河川管理者)														
河川名及び施工場所	実施区間	事業内容	整備主体														
西大阪ブロック <u>内各河川</u>	<u>大川</u> <u>堂島川</u> <u>安治川</u> <u>土佐堀川</u> <u>木津川</u> <u>尻無川</u> <u>東横堀川</u> <u>道頓堀川</u> <u>住吉川</u>	<ul style="list-style-type: none"> 遊歩道整備、船着場整備、護岸緑化、環境整備等 スーパー堤防整備 	大阪府及び大阪市 (各河川管理者)														

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表53. 54. 55

指摘事項	対応								
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文 項目の追加 表の追加								
修正前	修正後								
(2) 正蓮寺川	<p>(2) 正蓮寺川総合整備事業</p> <p style="text-align: center;">表-2.4 <u>正蓮寺川総合整備事業</u></p> <table border="1" data-bbox="1160 679 2092 855"> <thead> <tr> <th>河川名及び施工場所</th> <th>実施区間</th> <th>事業内容</th> <th>整備主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正蓮寺川</td> <td>正蓮寺川 水門から 嬉ヶ崎橋 上流</td> <td>治水、利水機能の確保 公園等の環境整備</td> <td>大阪府 大阪市 民間</td> </tr> </tbody> </table>	河川名及び施工場所	実施区間	事業内容	整備主体	正蓮寺川	正蓮寺川 水門から 嬉ヶ崎橋 上流	治水、利水機能の確保 公園等の環境整備	大阪府 大阪市 民間
河川名及び施工場所	実施区間	事業内容	整備主体						
正蓮寺川	正蓮寺川 水門から 嬉ヶ崎橋 上流	治水、利水機能の確保 公園等の環境整備	大阪府 大阪市 民間						

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表56. 57.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p><u>3. 河川の適切な利用及び流水の正常な機能の維持 流水の正常な機能を維持し適正な河川管理を行うため、継続的な雨量、水位の観測データの蓄積と分析による水量の状況把握を行ないます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表58. 59.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>4. 河川環境の整備と保全 <u>河川環境の整備にあたっては、地域ごとの河川特性を活かした川づくりを推進し、多様な生物の生息・生育環境、景観等の保全、水質の改善に努めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表60. 61.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>(1)水質の改善 <u>モニタリングを継続し、下水道等の関係機関と連携し雨天時下水の貯留や処理等の対策を推進することで、水質の維持・改善に努めます。また、上流域の寝屋川流域において、関係機関や地域住民、学校、NPO法人等と連携し、生活排水による河川への負荷軽減に向けた環境学習、啓発活動等を進めることにより、水質改善に努めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表62. 63.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>(2)底質浄化対策 <u>モニタリングを継続し、「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」の検討を踏まえ、必要に応じ、浄化・改善のための対策を進めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表64. 65.

指摘事項	対応
<p>②「現状」、「課題」、「目標」、「実施」の流れで、章立てを組み替え、一つの項目にそれぞれ対応して表現する。</p>	<p>章立てを組み替え 文章を追加</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
	<p>(3)自然環境 <u>可能な限り自然環境の保全を図り、動植物の生息・生育環境の保全・再生に努めます。</u> <u>都市部における貴重な自然再生の取組みの場所である、大川の「大阪ふれあいの水辺」においては、水生生物の定着を図り、これまでと同様にワークショップなど環境学習の場として継続して活用できるよう、環境保全に一層努めるとともに、動植物の育成・保全が図られるよう、多自然川づくりを取り入れた自然環境の保全、再生についてさらに検討を進めます。</u></p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表 1.

指摘事項	対応
<p>③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。</p>	<p>修文</p>
<p>修正前</p>	<p>修正後</p>
<p>また、船津橋、端建蔵橋、昭和橋から天満橋までの河川区域やその区域に隣接する敷地は、中之島景観形成地域に指定されています。この地域においては、中之島東部や中之島西部の景観特性を活かし、「水辺を活かしたまちなみ」の形成を図るとともに、中之島としての「まちの魅力」を高めることにより、水都大阪のシンボルにふさわしい都市景観の形成を都市景観の形成の目標とし、整備を進めています。</p>	<p>また、船津橋、端建蔵橋、昭和橋から天満橋までの河川区域やその区域に隣接する敷地は、中之島景観形成地域に指定されています。</p> <p>この地域においては、中之島東部や中之島西部の景観特性を活かし、「水辺を活かしたまちなみ」の形成を図るとともに、中之島としての「まちの魅力」を高めることにより、水都大阪のシンボルにふさわしい都市景観を形成することを目標とし、整備を進めています。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表2.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
修正前	修正後
<p>安治川の沿川は、上流部は工業地を中心に住宅地、商業地が混合した土地利用であり、下流部は主に工業地帯となっています。</p> <p>護岸の構造は、ほとんどが矢板構造となっており、高い防潮堤により堤内と水辺は遮られ、建物も河川に背を向けて建ち、親水性に乏しい河川となっています。</p> <p>沿川には、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンや中央卸売市場（図-1.10参照）などの観光資源として活用できる大規模施設があります。これらの施設付近では、スーパー堤防（図-1.11参照）と船着場等による水辺拠点の環境整備が行われました。</p>	<p>安治川の沿川は、上流部は工業地を中心に住宅地、商業地が混在した土地利用であり、下流部は主に工業地帯となっています。</p> <p>護岸の構造は、ほとんどが矢板構造となっており、高い防潮堤により堤内と水辺は遮られ、建物も河川に背を向けて建ち、親水性に乏しい河川となっています。</p> <p>沿川には、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンや中央卸売市場（図-1.10参照）などの観光資源として活用できる大規模施設があります。</p> <p>これらの施設付近では、スーパー堤防（図-1.11参照）と船着場等による水辺拠点の環境整備が行われました。</p>

前回審議会での委員指摘事項と対応方針

新旧対象表3.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
修正前	修正後
(2)現在の高潮・地震・津波・洪水対策	(2)現在の高潮・地震・津波・洪水対策等

新旧対象表4.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文 大阪府を削除
修正前	修正後
「大阪府南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」	「南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」

新旧対象表5.

指摘事項	対応
③文章の書き方を含め、細かい所まで見直す。	修文
修正前	修正後
平成25年8月8日には学識経験者等で構成される「南海トラフ巨大地震災害対策検討部会」において、	平成25年8月8日には学識経験者等で構成される「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、